

平成18年10月19日

日本環境安全事業株式会社東京事業所

所 長 太田政信(03-3599-6023)

総務課長 岩崎佑史(03-3599-6023)

日本環境安全事業株式会社(本社)

事業部長 岩田元一(03-5765-1907)

安全・技術開発課長 田中紀彦(03-5765-0543)

東京PCB廃棄物処理施設の運転再開について

当社東京PCB廃棄物処理施設(東京都江東区青海二丁目地先)において平成18年3月及び5月に発生させた事故に関し多大なるご心配・ご迷惑をおかけしたことを改めて心からお詫び申し上げます。

当社では事故発生後、施設の操業を停止し、設備の改善、安全管理体制の確立などの改善対策を行った上、設備の性能確認試験、安全管理に係る対応能力の審査等を実施し、施設が安全に稼働できることを確認しました。

これを受けて「東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」第13条第3項の規定に基づき、東京都及び江東区より運転再開の承認をいただきましたので、東京都及び江東区から示された条件に従って、下記のとおり運転を再開します。

当社としましては、施設の安全な運転及びそれを通じた信頼の回復に全力を尽くす所存です。

1. 運転再開日

平成18年10月23日(月)よりPCB廃棄物の処理運転を再開します。

2. 運転再開の条件

運転再開に当たって東京都及び江東区から示された条件は、以下のとおりです。

- ① 施設の処理量については、再開当初は処理能力の3分の1とし、安全性を確認しながら6ヶ月かけ段階的に増加させ、最終的に処理能力2トン/日まで増加させること。
- ② 施設稼働状況や施設の改造等に係る安全管理、法令遵守の審査状況等、安全管理体制の状況を1ヶ月に1回、1年間、東京都及び江東区に報告すること。
- ③ 設備のトラブルや地震・火災等を想定した緊急時訓練を2ヶ月に1回、1年間実施し、その結果を東京都及び江東区に報告すること。

(参考)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理事業について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、トランス、コンデンサ用の絶縁油等幅広い分野で使用されてきました。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からPCBが検出されるなど、PCBによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきました。また、我が国では、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きました。その後、様々な生物や母乳等からも検出され、PCBによる汚染が問題となりました。このような状況を踏まえて、昭和47年からはPCBの新たな製造はなくなり、さらに昭和49年からは、その製造、輸入等が禁止となりました。

その後、我が国においては、高圧トランス、高圧コンデンサを始めとしたPCB廃棄物について、民間の方々が処理施設を立地するよう努力されてきましたが、その立地の目途が立たず、長期にわたり事業者における保管が継続し、その過程においてPCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の懸念が広がってきました。

また、PCBは、地球規模の環境汚染をもたらすものであることから、国際的にも残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（我が国は平成14年8月に加入）により規制されています。

このような状況に鑑み、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年に制定されました。国では、この法律及び平成15年に制定された「日本環境安全事業株式会社法」に基づき、日本環境安全事業株式会社（JESCO）を活用して、直接処理体制の整備に乗り出すこととし、地元自治体のご協力の下、北九州市、愛知県豊田市、東京都江東区、大阪市及び北海道室蘭市の全国5箇所の拠点的広域処理施設において処理する体制を整備してきています。

PCB廃棄物の保管事業者には、PCB廃棄物を平成28年7月までに処理することが義務付けられており、我が国のPCB廃棄物の処理を着実に進めるためには、JESCOの処理施設の安全かつ円滑な操業が不可欠です。JESCOでは、PCB廃棄物処理施設の安全な運転と徹底した情報公開に努め、PCB廃棄物の処理という使命を果たすべく全力を尽くします。